



81st All Japan Intercollegiate
Sailing Championships

第81回 全日本学生ヨット選手権大会

Official Notice

レース委員会

公式通告

NO. 2

11月2日 10時00分

レース委員長 岡田 彰

京都大学からの帆走指示書への質問に対して、以下の様に回答する。

指示 1.7 次の規則を追加する。『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則第2章の規則違反に対してのペナルティは課せられない。』

質問1. 指示1.7は、規則64.1の第一文「プロテスト委員会は、抗議の審問の当事者である艇が規則に違反し、免罪されないと判定した場合、他のペナルティが適用される場合を除き、その艇を失格としなければならない。」を変更していますか。

変更していない場合、指示1.7の規定に関わらず、抗議審問で違反が認定された場合にはその艇は失格となるのではないのでしょうか。

回答1. 指示1.7は、規則64.1を含むいずれの規則も変更していない。

指示1.7にある「規則第2章の規則違反に対してのペナルティは課せられない。」は、その艇が免罪されることを意味している。

従って、規則64.1にある「その艇を失格としなければならない。」の要件を満たしていないため、その艇は失格とされることはない。

指示13.1 規則44.1に基づきペナルティを履行した艇は、大会陸上本部で入手できる『回転ペナルティ報告書』を抗議締切時間内に大会陸上本部に提出しなければならない。

質問2. 規則44.1に基づくペナルティを行い、指示13.1に定められた報告を抗議締切時刻までにできなかった艇は、指示13.1違反に対するペナルティとして自らリタイアすべきでしょうか。

回答2. 指示13.1について指示15.7を変更し、「艇による抗議の根拠とはならない。」「これらの違反に対するペナルティは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。」規定に含める。(公式通告3参照)

従って、質問2に該当する艇はリタイアする必要はなく、代わりに自らの違反をプロテスト委員会に申し出て下さい。また、抗議締切時間を過ぎていたとしても出来るだけ早く、『回転ペナルティ報告書』を提出下さい

質問 3. また、競技者には、「スポーツマンシップと規則」に基づき、他の競技者にも規則を守らせることが求められていると思います。

艇が海上で他艇の回転ペナルティを目撃し、その艇が指示 13.1 に違反したかどうかを知るために、その艇が指示 13.1 の報告をしたか否かを確認する方法は提供していただけるのでしょうか。

回答 3. 規則 15.7 の変更により、艇は他艇に指示 13.1 を守らせるように努める必要はない。(回答 2 および公式掲示 3 参照)

代わりにレース委員会とプロテスト委員会が、指示 13.1 が守られている状態を確保するように努力する。

質問 4. 例えば、前のレースのフィニッシュ後間もなくオレンジ旗が掲揚されるなどした場合には、5 分後に予告信号が発せられる可能性と、例えば艇の位置から本部船までの距離などを考慮して、指示 18.2 の第二文に従うために乗員交代を諦める判断をせざるを得なくことが想定されます。乗員交代の機会の確保は、どのようにしていただけるのでしょうか？

回答 4. 引き続き行われるレースのオレンジ旗の掲揚タイミングは、前のレースの最終艇に対しても乗員交代の機会を確保することを考慮して決定する。

ただし「乗員交代の機会の確保」とは、無制限な時間の確保を意味していない。

レース終了後、速やかに行った場合に乗員変更は可能と判断される常識的な時間を確保した後に、可能であれば、レース委員会は速やかにオレンジ旗を掲揚する。

支援艇・応援艇は、全ての艇がフィニッシュした後は、「艇がレースをしているエリア」に入ることもできる。(指示 22.6 参照)

艇と支援艇は、迅速に乗員交代を行い、引き続き行われるレースの速やかな実施へ協力下さい。

質問 5. 指示 22.3 の「その日の最初の D 旗掲揚 15 分以前に出艇してはならない」は以下のいずれの意味でしょうか？

① 「D 旗掲揚 15 分前よりも前に出艇してはならない」

② 「D 旗掲揚の 15 分後よりも前に出艇してはならない」

回答 5. ②の意味。

本規定の目的は、指示 22.3 に記載のとおり、狭いポンド・出口にて艇と動力船が交錯することなく「艇の安全な出艇を確保する」ことである。

またレース委員会は海上で参加者が安全にレースを出来るか否かを考慮して、出艇を「D 旗」コントロールで行っており、これには豊田自動織機海陽ヨットハーバーから出艇する支援艇・応援艇も含まれる。

豊田自動織機海陽ヨットハーバーから出艇する支援艇・応援艇は、「D 旗」が掲揚された 15 分後以降に出艇するとともに、遅れて出艇する艇との交錯がない様に最大限の注意を払って下さい。

なお曖昧さを無くすために、指示 22.3 を以下の様に変更する。

「D 旗掲揚 15 分以前に」を「D 旗掲揚後 15 分以前に」(公式通告 3 参照)